リース　契約約款

（リース契約）

第１条　申込者（契約成立後はリース賃借人。以下「甲」という。）は、東京ガスリース株式会社（以下「乙」という。）に対し、乙の個人情報取扱規程およびリース契約約款（以下「本約款」という。）を了承し、かつ本約款を契約の内容とすることに合意するとともに、次の各号をすべて満たすことを条件に申込みます。

⑴　リース物件を家庭用の用途として使用すること

⑵　現在お住まいの持家に設置すること

２　乙は、表記のリース物件（以下「物件」という。）を表記の取扱店（以下「取扱店」という。）から購入し、取扱店が物件の取付を行ったうえで、甲にリースし、甲はこれを借り受けます。

３　本契約は甲が第１条の申込みを行い、乙が甲の支払能力に関する信用調査等の手続きを行いこれを承諾し、物件借受日をもって成立します。ただし、甲が第１条の各号の一つでも満たさないことが契約成立後に判明した場合、乙は本契約を取り消すことができます。

４　物件の所有権は乙が有します。乙は、乙が所有権を有する旨の標識を物件に貼付することができるものとします。甲は、リース期間が満了するまでの間、または物件を乙に返還するまでの間、この状態を維持します。

５　本契約は、本契約に定める場合を除き解約することはできません。ただし、甲は乙に対し残存リース料（消費税等を含む。以下同じ。）全額に乙規定の乗率を掛けた金額（以下「解約精算金」）を一括して支払い、物件を甲の責任と負担で乙に返還することにより本契約を中途解約することができます。

６　甲は、乙に対し存リース料（消費税等を含む。以下同じ。）全額に乙規定の乗率を掛けた金額（以下「解約精算金」）を一括して支払うことにより本契約の中途において物件を譲受することができます。これにより本契約は終了し、契約終了日の翌日をもって物件の所有権は甲に移転します。

７　甲は、第８条に違反したとき、第５項または第６項いずれかのとおりにするものとします。

（物件の納入および引渡し）

第２条　甲は、物件が搬入のときから引渡しのときまで、善良な管理者の注意をもって、甲の負担で物件を保管します。甲は、納入された物件について直ちに検査を行います。物件の品質、種類及び数量（規格、仕様、性能その他物件につき甲が必要とする一切の事項を含む。以下これらを総称して「物件の品質等」という）が本契約の内容に適合していることを確認したときは、物件借受証を乙に発行するものとし、乙が物件借受証を受け取ったときに、この借受日をもって乙から甲へ物件が引渡されたものとします。

２　甲は、前項の検査において、物件の品質等が本契約の内容に適合していない（以下、「物件の品質等の不適合」という）ときは、直ちに乙に通知するとともに、取扱店との間でこれを解決し、解決後に前項に従い、物件借受証を乙に発行します。

３　乙は、甲が不当に物件の引渡しを拒み、または遅らせたときは、催告を要しないで通知のみで本契約を解除することができます。これに基づき本契約が解除された場合、甲は、取扱店から請求があったときはその請求の当否について取扱店との間で解決します。

４　天災地変その他の不可抗力、物件運送中の事故、労働争議、法令等の改廃、取扱店の都合その他乙に故意または重大な過失が認められない事由により、物件の引渡しが遅延し、または不能となった場合は、乙は、一切の責任を負いません。

（リース期間）

第３条　リース期間は、表記の期間とし、物件借受証に記載の物件借受日を起算日とします。

（月額リース料およびその支払方法）

第４条　月額リース料にかかる消費税等を加えた税込み月額リース料は、表記のとおりとします。

２　月額リース料にかかる消費税等は甲の負担とします。消費税等相当額は本契約の物件借受日の税率に基づき計算します。消費税等額が増額された場合には、甲は、その増額分を乙の請求に基づき乙に支払います。

３　甲は、税込み月額リース料を表記の支払日に表記の支払方法により乙に支払います。

（物件の品質の不適合等）

第５条　物件の品質等の不適合があった場合および物件の選択または決定に際して甲に錯誤があった場合においても、乙は、一切の責任を負いません。

２　第２条第４項および前項の場合、甲は取扱店に対し直接請求を行い、取扱店との間で解決します。ただし、甲が乙に対し書面で請求し、乙が譲渡可能であると認めてこれを承諾するときは、乙は、乙の取扱店に対する請求権を甲に譲渡する手続きをとるなどにより、甲の取扱店への直接請求に協力するものとします。

３　第１項の場合において、甲が乙に対して解約精算金その他本契約に基づくすべての債務を履行した場合、乙は、取扱店に対する買主の地位を甲に譲渡する手続きをとるものとします。ただし、前項および本項において、乙は取扱店の履行能力および請求権の譲渡に関する諸権利の存否を担保しません。

４　甲は、第２項に基づいて取扱店に対して権利を行使する場合においても、リース料の支払いその他本契約に基づく債務の弁済を免れることはできません。

（物件の滅失、損傷等）

第６条　物件の引渡しからリース期間が満了するまでの間に、物件が滅失（修理不能および盗難を含む。以下同じ。）もしくは損傷した場合、または物件を使用および収益することができない期間（物件の保守、点検、整備、修理等に要する期間を含むがこれらに限られない）が生じた場合、甲は、その原因のいかんを問わず、リース料の支払いを拒むことができず、乙に対し、物件の修補、代替物の引渡し、リース料の減額、物件を使用および収益することができない期間の補償その他損害賠償の請求をすることはできません。また、この場合において、甲が本契約に基づく甲の目的を達成することができないときであっても、甲はこの契約を解除することはできないものとします。

２　前項において、物件が修理不能となったときは、甲は、解約精算金を遅滞なく乙に支払います。ただし、乙に第７条の保険事故に基づいて保険金が支払われたときは、甲は、その保険金を限度として解約精算金の支払いを免れます。

３　甲が前項の手続きを完了したときは、本契約は終了し、乙は現状有姿のまま物件の所有権を甲に移転します。

（物件の保険）

第７条　乙は、リース期間中、物件に動産総合保険を付保します。

２　甲は、物件にかかる保険事故が発生した場合には、直ちにその旨を乙に通知するとともに、その保険金受取りに関し必要な一切の書類を遅滞なく乙に提出します。

３　前項の保険金は乙が受領します。ただし、甲が損傷した物件を甲の費用負担で修理した場合は、乙は、保険金額を限度としてその修理費用相当額を甲に支払います。

（物件の使用）

第８条　甲は、乙から甲へ物件が引渡されたときからリース期間の満了まで、善良な管理者の注意をもって通常の用法に従って物件を使用および保管するものとし、乙の書面による事前の承諾を得ない限り、次の行為をしないものとします。

⑴　物件の改造、加工等、原状を変更すること

⑵　物件の第三者への譲渡、担保設定等、乙の所有権を侵害すること

⑶　物件を第三者へ転貸すること

⑷　物件の占有の移転、または表記設置先住所から移設すること

⑸　本契約に基づく甲の権利または地位を第三者に譲渡すること

２　第三者が物件について権利を主張し、保全処分または強制執行等により乙の所有権を侵害する恐れがあるときは、甲はこの契約書等を提示し、物件が乙の所有であることを主張かつ証明して、その侵害防止に努めるとともに、直ちにその事情を乙に通知します。

（物件の修理）

第９条　物件に不具合または故障が発生した場合は、甲は物件を常時正常に使用できる状態に修理し、必要な費用の一切を負担します。また、甲は乙に対し、これらの費用を請求することはできないものとします。

２　乙が第７条の保険金を受領したときは、その保険金額を限度として甲は修理費用の負担を免れるものとします。

（物件の使用状況等の調査）

第10条　甲は、乙が物件の使用状況、保管状況などを調査することを求めたとき、または物件の使用状況などの報告を求めたときは、これに応ずるものとします。

（通知事項）

第11条　甲または連帯保証人は、次の各号の一つにでも該当するときは、遅滞なくその旨を書面により乙に通知します。

⑴　氏名もしくは名称または商号を変更したとき

⑵　住所を変更するとき

⑶　代表者を変更したとき

⑷　次条第１項第３号の事実が発生し、またはそのおそれがあるとき

⑸　物件の滅失、損傷または使用できない事態が発生したとき

⑹　物件が設置されている土地もしくは建物の所有権が移転したとき、または移転のおそれがあるとき

⑺　補助開始、保佐開始もしくは後見開始の審判があったとき、または任意後見監督人が選任されたとき。

（契約違反）

第12条　甲が、次の各号の一つにでも該当したときは、甲は、乙からの通知および催告を要しないで、当然に本契約に基づく期限の利益を失うものとし、残存リース料全額を直ちに乙に支払います。

⑴　税込み月額リース料の支払いを二回以上怠ったとき

⑵　本契約の条項の一つにでも違反し、相当な期間をおいて催告しても是正されないとき

⑶　仮差押え、仮処分、強制執行、競売の申立てもしくは諸税の滞納処分または保全差押えを受け、または民事再生、破産、会社更生その他債務整理・事業再生にかかる申立てがあったとき

⑷　信用状態が悪化し、もしくはそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき

⑸　連帯保証人が第３号に該当した場合において、乙が相当と認める連帯保証人を甲が追加しなかったとき。

（第13条以下、④お客さま控の裏面に続く）

（第１条から第12条は、①お客さま控裏面に記載）

2　甲が乙に対して直ちに前項の支払いをしないときは、乙は、催告を要しないで通知のみで本契約を解除することができます。

3　前項の規定に基づき、乙が本契約を解除したときは、甲は、第16条の規定に基づいて物件を乙に返還するとともに、損害賠償として解約精算金を直ちに乙に支払います。

（遅延損害金）

第13条　甲は、リース料その他本契約に基づく金銭の支払いを怠ったときは、支払うべき金額に対して支払期日の翌日から完済に至るまで法定利率の割合による遅延損害金を乙に支払います。

（費用負担等）

第14条　本契約の締結に要する費用および本契約に基づく甲の債務の履行に要する費用はすべて甲の負担とします。

2　甲が氏名、名称または商号、住所その他届出内容を変更するとき、乙の承諾のもとに、甲が本契約上の権利義務を第三者に移転したり、連帯保証人を変更するときなど、各種の変更手続きを行う場合には、甲は乙に対し、その変更手続に要する費用（事務手数料）を支払うものとします。なお、各種の変更手続に要する費用の詳細は、乙のホームページに掲載するものとします。

（契約の終了）

第15条　乙はリース期間の満了に際し、リース期間満了日においてリース料などの債務が完済されていることを条件に、甲から乙へのリース物件の返還、もしくはリース期間満了日の翌日に甲に無償で譲渡（以下「無償譲渡」）します。

2　甲はリース期間の満了に際し、リース期間満了の１か月前までに乙に対して書面等による方法で返還もしくは無償譲渡のいずれかを希望する旨を意思表示するものとし、甲からの意思表示がない場合には乙は無償譲渡の手続きを進めます。

3　甲は第２項において、リース物件の返還の旨の意思表示をしたにもかかわらず、乙の定める期日までに物件の返還等に応じないときは、乙は、甲があらためて無償譲渡の意思表示をしたものとみなし、甲はこれに異議を述べないものとします。

4　甲は、本契約につき乙が保有する甲の個人情報(契約者名・設置住所・型式・製造番号等）を、甲が契約した機器を取り扱うメーカーに長期使用製品安全点検制度の所有者登録等その取引関係上必要な範囲において乙が提供することを同意するものとします。

（物件の返還）

第16条　甲がリース期間の満了においてリース物件を返還する旨の意思表示をした場合または第12条第１項および第２項により乙が本契約を解除したときは、甲は直ちに乙の指定する場所に甲の責任と負担で物件を返還するものとします。

2　甲は、物件の返還が遅れた場合で乙が請求するときは、返還完了までの遅延日数に応じて月額リース料相当額を損害金として乙に支払うとともに、本契約の規定に従うものとします。

3　甲は、甲が物件の返還を遅延した場合に、乙または乙の指定する者が物件を設置先住所から引き揚げることを承諾します。なお、物件の引き揚げに関する一切の費用は甲の負担とします。

4　第１項にかかわらず、甲が乙の承諾を得て物件の廃棄処分をする場合は、関係法令等に従い甲の責任と費用負担により直ちに行うとともに、すみやかに乙所定の廃棄を証する書面を乙に提出します。

（反社会的勢力の排除）

第17条　甲または連帯保証人は、この契約の申込日において、自らおよびそれぞれの役員が、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

⑴　暴力団
⑵　暴力団員および暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者
⑶　暴力団準構成員
⑷　暴力団関係企業および暴力団関係団体
⑸　総会屋等
⑹　社会運動等標ぼうゴロ
⑺　特殊知能暴力集団等
⑻　その他前各号に準ずる者および共生者

2　甲または連帯保証人は、自らまたはそれぞれの役員もしくは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

⑴　暴力的な要求行為
⑵　法的な責任を超えた不当な要求行為
⑶　乙との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
⑷　風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて乙の信用を失墜させること、または乙の業務を妨害する行為
⑸　その他前各号に準ずる行為

3　甲、連帯保証人またはそれぞれの役員が、第１項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第１項の規定に基づく表明・確約に反する事実が判明したときは、乙は、催告を要さないで通知のみで本契約を解除でき、この場合、甲または連帯保証人は当然に期限の利益を失い、解除に伴う措置は第12条第１項、第13条、第16条が適用されるものとします。

（連帯保証人）

第18条　連帯保証人は、本契約に基づく甲の乙に対する次の各号に掲げる支払債務を保証し、甲と連帯して債務履行の責任を負います。

⑴　第４条第１項に規定するリース料および第４条第２項の消費税等相当額
⑵　第12条第１項に規定するリース料の全部
⑶　第13条に規定する遅延損害金
⑷　第16条２項に規定する損害金
⑸　第16条３項に規定する実際に要した引き揚げに関する一切の費用。ただし10万円を上限とする。

2　乙が連帯保証人のいずれか一人に対して履行の請求をしたときは、甲および他の連帯保証人に対しても、この履行の請求の効力が生ずるものとします。

3　連帯保証人が法人でないときは、次の各号に掲げる規定が適用されるものとします。

⑴　甲は、甲の財産および収支の状況、甲が主たる債務以外に負担している債務の有無ならびにその額および履行状況、および甲が主たる債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨およびその内容に関する情報のすべてを、法人ではない連帯保証人に提供済であること、および提供した情報が真実、正確であり、かつ、不足がないことを、乙に対して表明および保証します。
⑵　法人ではない連帯保証人は、甲から前号の情報すべての情報を受けたことを、乙に対して表明および保証します。

4　甲は、乙が連帯保証人に対して、甲の乙に対する債務の履行状況を開示することをあらかじめ承諾します。

（合意管轄）

第19条　甲および連帯保証人は、本契約に係る争いについては、訴額の如何にかかわらず、甲もしくは連帯保証人の住所地または乙の本店を管轄する簡易裁判所もしくは地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

（通知の効力）

第20条　乙が本契約に関し甲または連帯保証人の住所宛てに差出した書面（第12条第２項の通知含む）であって、本契約書記載の甲もしくは連帯保証人の住所または第11条により通知を受けた甲もしくは連帯保証人の住所宛てに差出した書面は通常到達すべきときに到着したものとみなします。甲および連帯保証人はこの書面の不着または延着により生じた損害または不利益を乙に対して主張することはできません。

（本約款の改定）

第21条　本約款は、法令の変更または監督官庁の指示その他、必要が生じたときは民法第548条の４の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の内容ならびにその効力発生時期については、効力発生時期が到来するまでに、当社ホームページなどのインターネット、その他適切な方法により周知します。

2　乙は、事業環境の変化、事業の状態、経済状況の変化およびその他の事情により本契約の履行が困難と判断した場合は、本約款に基づき、本契約の一部または全部を停止または終了することができるものとします。この場合、停止または終了する内容ならびにその効力発生時期については、効力発生時期が到来するまでに、当社ホームページなどのインターネット、その他適切な方法により周知します。

第22条から第25条の各条項（以下、「修理サービス付リース契約条項」という。）は、本契約が修理サービス付リース契約の場合に限り適用されます。

＜修理サービス付リース契約条項＞

（修理サービスの対象物件）

第22条　修理サービスの対象となる物件は、表記リース物件の欄に修理サービスの対象と指定した物件（以下「修理サービス対象物件」という。）に限るものとし、修理サービス対象物件以外の物件は修理サービスの対象外とします。

（修理サービス対象物件の修理）

第23条　甲は、第９条にかかわらず、甲が取扱店または取扱店の代行者に修理を行なわせた場合で、次の各号のいずれにも該当しないときは、乙がその修理費用を負担します。

⑴　甲が物件本来の用法によらないで使用したことにより発生した不具合または故障
⑵　天災地変等の不可抗力により発生した不具合または故障
⑶　甲の故意または過失に起因し発生した不具合または故障
⑷　乙または乙の指定した者以外の者が点検または修理をしたことにより発生した不具合または故障

（修理サービス料）

第24条　前条の修理サービスの対価（以下「修理サービス料」という。）は、第４条の月額リース料に含まれるものとします。なお、修理サービス料は物件借受証の借受日以後は、いかなる事由が生じても返戻しないものとします。

（修理サービスの終了）

第25条　修理サービスは、リース期間の満了および中途解約等による契約終了をもって適用されないものとし、物件の所有権が乙から甲に移転した日をもって、物件の修理は甲の責任と費用負担で行うものとします。